

# 北区バリアフリー基本構想【地区別構想 王子地区】概要版（案）

## 第1章 地区別構想の策定にあたって

### 北区バリアフリー基本構想 全体構想

北区全域を対象とした指針として、基本方針や留意事項を整理したもの。平成27年3月策定。

### 北区バリアフリー基本構想

### 地区別構想

個別の重点整備地区における具体的なバリアフリ化施策を定めて事業を推進する。

平成28年度：赤羽地区 平成29年度：滝野川地区

平成30年度：王子地区

## 第2章 地区別構想の基本方針

### 基本構想の基本理念と基本方針

#### 「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区 ～だれもが健やかに安心して生活・移動できるユニバーサル社会を目指して～

- だれもが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想づくりを目指します
- おおむね10年後（平成37年度）を目標とします
- 区全域におけるバリアフリー推進の考え方を示します
- まちづくりを進めるうえで効果の高い地区を重点整備地区に定めます
- 重点整備地区（地区別構想）では実現性の高い具体的な特定事業を定めます
- こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します
- 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け利用者の参加による推進方法を示します

## 第3章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定

### 重点整備地区的設定

北区内の環状7号線以南から石神井川を含む滝野川地区の境界までの範囲を重点整備地区【王子地区】とし、鉄道駅の分布状況や地区の特性を踏まえさらに3つの地区に分割

【①十条・東十条駅周辺】 【②王子神谷駅・豊島周辺】 【③王子駅・堀船周辺】

### 生活関連施設の設定

	生活関連施設（531施設）	主要な生活関連施設（110施設）
考え方	高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設	生活関連施設のうち、広域かつ不特定多数の利用が見込まれる施設及び旧基本構想の目的施設
推進方法	法や条例等に基づき基準への適合に努める（全生活関連施設が努力義務の対象）とともに、各自が可能な取組を講じていただけるように多様な機会を通じて働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

### 生活関連経路の設定

	生活関連経路	主要な生活関連経路
考え方	生活関連施設相互間を結ぶ経路、又は歩行者ネットワークを形成する主要な動線や商店街	生活関連経路のうち、主要な生活関連施設相互間を結ぶ経路
推進方法	新設や大規模改修時には基準への適合に努める（全生活関連経路が努力義務の対象）とともに、配慮事項を踏まえた適切な維持管理等が継続的に図られるよう道路管理者へ働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

## 第4章 王子地区の現状と課題

### まちあるき点検の実施

平成30年5月28日、31日に主要な生活関連施設、主要な生活関連経路を対象に実施。出席者延べ95名。

### 課題の整理

- 公共交通**：鉄道駅への複数のバリアフリールート確保、バス停留所での案内の充実や上屋の整備 等
- 道路**：JIS規格に適合した連続的な視覚障害者誘導用ブロック敷設、勾配の改善 等
- 公園**：小規模な公園での出入口や園路の段差の解消、トイレの維持管理や使いやすさの改善 等
- 建築物**：施設の状況を踏まえた整備、案内設備の改善、人的対応の質の向上 等
- 交通安全**：バリアフリー対応信号機及びエスコートゾーンの設置推進、青延長用押ボタン付き信号機の整備 等
- その他**：駅前広場の交通結節点としての利便性向上、舗装や視覚障害者誘導用ブロックの改善 等

## 第5章 移動等円滑化に関する事項

まちあるき点検等での指摘事項

移動等円滑化に向けた対応の考え方

各施設設置管理者による対応方針検討

区民部会と事業者による意見交換会

特定事業等の設定

## 第6章 王子地区における特定事業等

事業者数：51、事業数：1100

平成30年12月13日現在

### 公共交通特定事業：5事業者、97事業

### 建築物特定事業：34事業者、735事業

### 交通安全特定事業：1事業者、4事業

### 道路特定事業：3事業者、62事業

### 都市公園特定事業：1事業者、178事業

### その他の事業：7事業者、24事業

## 第7章 人的対応・こころのバリアフリーの推進

### 区立小学校へのアンケート調査による子どもの障害者への配慮状況の把握

：区立小学校の児童に対する街中での障害者への配慮に関するアンケート調査の実施 等

### 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討

：行先案内表示のある視覚障害者誘導用ブロックの試作、試作品に関するアンケート調査の実施 等

### 事業者への障害理解の実践

：区民部会委員による視覚障害や肢体不自由の疑似体験、意見交換 等

## 第8章 基本構想の推進とスパイラルアップ

- 特定事業計画の作成及び進捗状況の管理、基本構想のスパイラルアップ**：滝野川地区の特定事業計画の作成
- 事業実施時における利用者参加の推進**：JR浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化の意見交換会の実施
- 施設設置管理者等への働きかけ**：主要な生活関連施設以外の施設や商店街等への周知、対応の依頼
- 利用者への情報提供**：北区ニュースや北区ホームページを活用した取組の周知

※「高齢者、障害者等」はバリアフリー法の解説では「高齢者、障害者、妊娠婦、けが人等」とされている。本基本構想ではこれらに加え、乳幼児同伴者や子育てをしている人、外国人、LGBTなど、移動や施設の利用に制約のある全ての人（以下、「多様な利用者」という。）を対象と捉え、検討を進める。

## 王子地区における重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路

